

法定相続情報一覧図の提出について

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

法定相続情報証明制度は、相続人が登記所（法務局）に提出した戸籍謄本（全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本を含みます。以下同じ。）及び相続関係を表した一覧図に基づき、登記官が内容を確認した上で法定相続情報を証明する制度です。相続手続の際、登記官の認証文付き法定相続情報一覧図の写し（以下、「法定相続情報一覧図」といいます。）を提出することで、戸籍謄本の束の提出を省略することができます。

※詳しくは法務局のホームページをご覧ください。

大阪家庭裁判所に遺産分割調停を申立てる場合は、被相続人（亡くなった人）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本に代えて、

法定相続情報一覧図を提出してください。

※法定相続情報一覧図作成の前に留意事項（裏面）を必ずお読みください！

ご協力よろしくお祈いします



【法定相続情報一覧図とともに提出していただく身分関係資料】

1 相続人について必要な書類

- ① 現在戸籍（取得から3か月以内）
- ② 住民票または戸籍附票（取得から3か月以内）

例外>申立てが被相続人の死亡日から3か月以内の場合：①は不要

2 被相続人について必要な書類

- (1) 一覧図に住所の記載がない場合
 - 被相続人の最後の住所についての上申書
- (2) 一覧図に最後の本籍の記載がない場合
 - 被相続人の死亡記載がある戸籍謄本

【法定相続情報一覧図の提出にあたっての留意事項】

《 必ずお読みください 》



- 1 法定相続情報一覧図は、被相続人の死亡時点の相続人を一覧図にしたものなので、現在の相続関係とは必ずしも一致しません。数次相続（再転相続）が発生している場合は、亡くなった方ごとに順次、法定相続情報一覧図を作成ください。
- 2 作成する法定相続情報一覧図には、「被相続人の本籍」「相続人の住所」も記載し、続柄は戸籍どおり（「長女」「三男」など）記載していただきますよう、ご協力ください。
- 3 列挙形式は利用しないでください。
- 4 相続放棄の申述受理により相続人の順位が変動したときは、相続関係を確定するため、別途、戸籍謄本をご提出いただきます（法定相続情報一覧図には、相続放棄は反映されません）。
その他、必要に応じて、戸籍謄本等の提出を求められることがありますので、ご了承ください。
- 5 相続関係の全体を把握できるよう、法定相続情報一覧図を提出いただく場合でも、必ず相続関係図も併せて提出してください。
- 6 法定相続情報一覧図の提出が困難な事情がある場合は、遺産分割係にご相談ください。
- 7 法定相続情報証明制度の詳しい手続は、法務局のホームページをご覧ください。